

FOR TOMORROW

しぶや
法人

申告納税は



表紙裏ページに行事日程があります!!

〈おおでまり〉

—令和5年度税制改正大綱決まる!— —第11回通常総会のご案内—

2023.4・5
No. **581**
令和5年

国税局職員採用募集	8
事業アラカルト(セミナー・法人税確定申告書の書き方等)	9
労働条件変更時の労働条件の書面明示	10
第11回税に関する絵はがきコンクール優秀作品	12
都税コーナー	14

法人会掲示板

4月・5月(6月)実施予定の主な事業

一般参加可能行事

地域・社会貢献活動

- 4月12日 源泉研究部会事業報告会
- 4月13日 第17回全国女性フォーラム＜愛媛大会＞
- 4月19日 税制委員会（税制改正提言委員会）
- 4月20日 税務相談会
- 4月24日 女性部会役員会・会計監査会
- 4月26日 **ビジネスマナー研修会**
- 4月28日 青年部会役員会・会計監査会
- 4月28日 渋谷駅前清掃＜青年部会＞
- 5月10日 財務委員会
- 5月15日 正副会長会・会計監査会
- 5月15日 令和5年度第1回理事会
- 5月18日 税務相談会
- 5月29日 青年部会・女性部会合同事業報告会
- 6月15日 税務相談会
- 6月16日 第11回通常総会
- 6月26日 救急救命講習会

初級簿記日程（全15回）

（商工会議所簿記検定3級程度）

（申込締切済み）

4月7日(金)・11日(火)・14日(金)・18日(火)・
21日(金)・25日(火)・

5月9日(火)・12日(金)・16日(火)・19日(金)・
23日(火)・26日(金)・30日(火)・

6月2日(金)・6日(火)・（9日(金)予備日）



生活習慣病健診のご案内

6月の“生活習慣病健診”の日程をご案内します。
6月5日(月)6日(火)26日(月)27日(火)28日(水)29日(木)です。
この内レディースデーは26日(月)です。

※今年から健診場所が少し変わります。

正式なご案内は、4月中旬頃に別途封書（黄色い封筒）にて差し上げます。

11月にも5日間の開催を予定しております。
もし日程が合わない場合は、品川区旗の台の健診センターでの受診も可能です。
その際は、別途お申込み下さい。

生活習慣病健診センターのご案内

毎年、黄色い封書で6月、11月の数日間期間限定でご案内差し上げております、一般財団法人全日本労働福祉協会共催の生活習慣病健診を**期間外でも品川区旗の台の健診センター**で受診可能です。（会員料金も適用、協会けんぽ被保険者の方の補助適用：年度内1回限り）

但し、**予約制**ですので、詳しい内容、実施日、

料金、受付時間、お申込方法等は、必ずお電話にて下記までお問合せ下さい。

＜お申込み・お問合せ先＞

地域健診部 大田区大森北1-18-18

TEL 03-5767-1714

お問合せ等電話受付時間

月～金 9：00～12：00 13：00～17：00

＜健診センター＞ 品川区旗の台6-16-11

決算法人説明会のお知らせ

日時 令和5年4月18日(火)
午後1時30分～3時30分

場所 渋谷区立商工会館 2F 大会議室

日時 令和5年5月23日(火)
午後1時30分～3時30分

場所 渋谷税務署 7F 会議室

該当の会社は是非ご出席下さい。

該当の会社には、葉書でご案内差し上げます
その他の方は渋谷法人会HPでご確認下さい

公益社団法人 渋谷法人会 第11回通常総会開催のご案内

- 日 時 令和5年6月16日（金）
午後4時30分～7時30分（午後2時45分受付）
- 会 場 セルリアンタワー東急ホテル B2F
（渋谷区桜丘町26-1 TEL 3476-3359）

第1部 第11回通常総会（午後4時30分～5時30分）

- 報告事項 1.令和4年度事業報告承認の件
2.令和5年度事業計画及び収支予算報告承認の件
- 決議事項 1.令和4年度収支決算及び監査報告承認の件
2.理事・監事任期満了に付き改選の件

閉会后：【臨時理事会】午後5時30分～5時40分

第2部 懇親会（午後6時～7時30分）

会費：12,000円／1名（懇親会出席者のみ）

※会員の皆様には別途ご案内差し上げます。（5月16日発送予定）

案内が届きました際には、趣旨をお汲み取りの上、同封の葉書にて、
ご出欠に関わらず、是非“ご出欠”“委任状”の提出をお願いします。

第11回通常総会に向けて各委員会を開催

第11回通常総会に向けて各委員会を開催した。2月6日(月)総務委員会、9日(木)財務委員会、14日(火)事業研修委員会、15日(水)社会貢献委員会、16日(木)厚生委員会、17日(金)税制委員会、22日(水)組織委員会、3月2日(木)広報委員会を開催して総会提出議案を審議し、3月15日(水)開催の令和4年度第4回理事会に諮ることになった。

この3年コロナ禍のため、委員会の開催がまともに出来なかったが、政府の行動規制もやっと緩和され、全委員会ともリアル開催することが出来た。

5月15日(月)の令和5年度第1回理事会を経て、6月

16日(金)開催の第11回総会において事業報告、予算報告の承認を受け、決算報告の決議を受ける。第11回通常総会のご案内・委任状は、5月16日に通知を発送いたします。



長島会長挨拶



永島法人第一統括官挨拶



三浦審理担当上席挨拶



総務委員会



税制委員会



組織委員会

正しい税知識を学ぼう

令和5年度 税制改正大綱

－法人会の税制改正提言－

～中小企業向けの軽減税率や投資促進税制、経営強化税制の2年延長、インボイス制度における各種特例措置など～

政府は、令和4年12月23日に令和5年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた法人税の軽減税率の特例期限の延長は実現され、インボイスについては影響が大きい改正となりました。また、NISAや相続時精算課税制度、電子帳簿保存法も改正され注目論点が多い年となっています。主な内容をお知らせします。

法人税関係

(1) オープンイノベーション促進税制の見直し

対象となる特定株式について、発行法人以外からの購入により取得して議決権の過半数を有することになる場合まで拡大されました。従来の払込みによる場合の上限額は引き下げられています。

	払込みによる取得	発行法人以外からの購入
投資金額の下限額	大企業1億円以上 中小企業1千万円以上 海外企業5億円以上	5億円以上 海外企業は対象外
投資金額の上限額	50億円	200億円
特定事業活動の継続期間	3年	5年

(2) 研究開発税制の見直し

一般試験研究費の額にかかる税額控除制度については、下限を2%から1%に引き下げ、上限を10%から14%に引き上げ、適用期限は3年間延長されます。試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の税額控除率の特例及び控除税額の上乗せの特例の適用期限は3年間延長されます。

中小企業技術基盤強化税制については、増減試験研究費割合が12%を超える場合に引き上げられます。税額控除率の12%に、増減試験研究費割合から12%を控除した割合に0.375を乗じた割合を加算します。試験研究費割合が10%超の場合の上乗せ措置については従来通りです。

特別試験研究費に対する税額控除制度については、①対象となる特別試験研究費の額に、特別新事業開拓事業者との共同研究及び特別新事業開拓事業者への委託研究に係る試験研究費の額を加えられます。税額控除率は25%とされます。②対象となる特別試験研究費の額に、一定の要件を満たす新規高度研究業務従事者に対する人件費が含まれます。税額控除率は20%とされます。③対象となる特別試験研究費の範囲から、研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究に係る試験研究費が除外されます。

(3) 中小企業等の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例期限は2年間延長されます。

(4) 中小企業投資促進税制の見直し

中小企業投資促進税制については、コインランドリー等を利用した節税を除外して2年間延長されます。

(5) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特例

中小企業経営強化税制について、コインランドリー業(主要な事業であるものを除く)又は暗号資産マイニングを委託している場合などを除外して2年

間延長されます。

相続税・贈与税関係

(1) 相続時精算課税制度についての見直し

相続時精算課税適用者が、特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、従来の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとなります。さらに、特定贈与者の死亡の際の相続税の課税価格に加算となる額は、基礎控除額を控除した残額とされます。

相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の不動産について、災害等によって被害を受けた場合は、相続税の課税価格への加算となる価額は、贈与時の価額から被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とされます。

2024年分の贈与から適用されます。

(2) 生前贈与加算の期間の見直し

相続税の生前贈与加算される期間が、3年以内から7年以内に変更されます。なお、3年以内に贈与された財産以外については、財産の価額の合計額から100万円を控除した残額が課税価額に算入されます。

2024年以後贈与により取得する財産から適用されます。

(3) 教育資金贈与の見直し

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、次の変更を加えて、適用期限が3年間延長されます。①贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合は、常に課税対象とされます。②受贈者が30歳に達した場合等において、贈与税が課されるときは、一般税率が適用されます。③教育資金の範囲に、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等が加えられます。2023年4月以後の教育資金について適用されます。

(4) 結婚・子育て資金贈与の見直し

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、受贈者が50歳に達した場合等において、贈与税が課されるときは、一般税率が適用されることにした上で、適用期限が2年間延長されます。

2023年4月以後の贈与について適用されます。

所得税関係

(1) NISA制度の恒久化

NISA制度について、恒久化し、期限を撤廃しました。また、一般NISAとつみたてNISAを統合した上で、つみたて投資枠と成長投資枠が設けられます。なお、新NISA制度は2024年からとなり、2023年中は旧制度の適用となります。概要を比較すると次の通りです。

	つみたてNISA	一般NISA	新NISA
実施期間	2042年まで	2023年まで	2024年から恒久化
非課税保有期間	最大20年間	最大5年間	期限の制限なし
累計の非課税投資可能額	800万円	600万円	1,800万円 (内成長投資枠1,200万円)
年間投資可能額	40万円	120万円	つみたて投資枠120万円 成長投資枠240万円

ジュニアNISAは、2023年までで終了となります。新NISA制度は18歳以上が利用できます。

(2)極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

基準所得金額から3億3千万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額が、その年分の基準所得税額を超える部分について、所得税を課税する制度が創設されます。

基準所得金額とは、その年分の所得税について申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額です。基準所得税額とは、その年分の基準所得金額に係る所得税の額です。なお、基準所得金額には、源泉分離課税の対象となる所得金額及びNISA制度で非課税となる額は含まれません。

2025年から適用されます。

(3)エンジェル税制の改正

エンジェル税制については、投資した金額について、その年の株式の譲渡所得から控除できる部分については従来通りですが、株式を売却した際に20億円まで課税されない仕組みとなります。従来は課税の繰り延べだったものが20億円の非課税枠を設けた形です。

(4)特定中小会社設立時発行株式に関する控除制度

特定の中小会社の設立時に払い込んだ金額について、その取得をした年の株式の譲渡所得から控除できる制度が創設されます。また、その株式を売却した際に20億円まで課税されない仕組みとなります。エンジェル税制との選択適用となります。

(5)ストックオプションの改正

ストックオプション税制の株式の権利行使時期が、付与決議の日から2年超かつ10年以内から、2年超かつ15年以内に延長されます。

消費税関係

(1)売上税額の2割で消費税を計算できる特例

免税事業者が登録申請した場合、インボイス制度導入後3年間は、8割の仕入税額控除が認められます。つまり、売上税額の2割だけを納税することになります。

(2)1万円未満にはインボイスを不要とする特例

基準期間の課税売上高1億円以下又は特定期間の課税売上高5千万円以下である事業者が、インボイス制度導入後6年間の課税仕入について支払対価が1万円未満である場合には、帳簿のみの保存で税額控除を認められます。

(3)適格返還請求書の交付義務の免除の特例

売上に係る対価の返還が税込み1万円未満の場合は、適格返還請求書の交付義務が免除されます。

事実上、振込手数料分の値引きに対する特例です。

(4)登録申請書の提出期限の変更

2023年10月1日から登録したい場合に、2023年3月末までに申請が必要という取り扱いが事実上なくなります。

国際課税

(1)グローバル・ミニマム課税への対応

特定多国籍企業グループ等に属する法人に対して、国際最低課税額に対する法人税を課税する仕組みを創設します。2024年4月以後開始する対象会計年度から適用されます。

(2)外国子会社合算税制等の見直し

外国子会社合算税制について、特定外国関係会社の税負担割合が27%以上(現行は30%以上)である場合には適用が免除されることとなります。2024年4月以後に開始する事業年度から適用されます。

(3)非居住者のカジノ所得の非課税制度の創設

非居住者の2027年から2031年までの間の課税所得については所得税を課さない取扱いが創設されます。

納税環境整備

電子帳簿保存制度に関して見直しを行います。①過少申告加算税の軽減対象となる優良な電子帳簿の範囲について明確化されます。2024年1月以後に申告期限等が到来する国税に適用されます。②スキャナ保存制度について、解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件は廃止されます。記録事項の入力者等に関する確認要件が廃止されます。相互関連性要件については、契約書・領収書等の重要書類に限定されます。2024年1月以後に保存が行われる国税関係書類に適用されます。③電子取引について、判定期間における売上高が5千万円以下である保存義務者と電磁的記録の出力書面を用意し、かつ電磁的記録を行う者については、検索要件の全てを不要とします。2024年1月以後に行う電子取引について適用されます。

防衛力強化に係る 財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、2024年以降の適切な時期を施行時期として、2027年度までに段階的に実施されます。

①法人税額に対し、税率4～4.5%の付加税を課することとされます。ただし、課税標準となる法人税額から500万円が控除されます。②所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課することとし、一方で、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間が延長されます。③たばこ税については、一本あたり3円の引上げが、段階的に実施されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート

令和4年9月
(令和4年12月改訂)

◆ インボイス制度は、令和5年10月1日から始まります。インボイス発行事業者になる場合は、登録申請を行う必要があります。登録申請手続の詳細は、インボイス制度特設サイトの「申請手続」をご確認ください。

現在、消費税の免税事業者である方を含め、ご自身の事業の内容などに応じて、登録の要否など、インボイス制度にどのように対応するかご検討ください。

◆ 本チェックシートは、インボイス発行事業者の登録を受けるかの判断や、登録を受ける場合の事前準備などの参考としていただくために、基本的な項目をまとめたものです。

(ご参考) こちらも併せてご参照ください。

① 国税庁「インボイス制度特設サイト」

インボイス制度に関する説明会の開催案内や制度の概要に関する各種資料等を掲載しています。

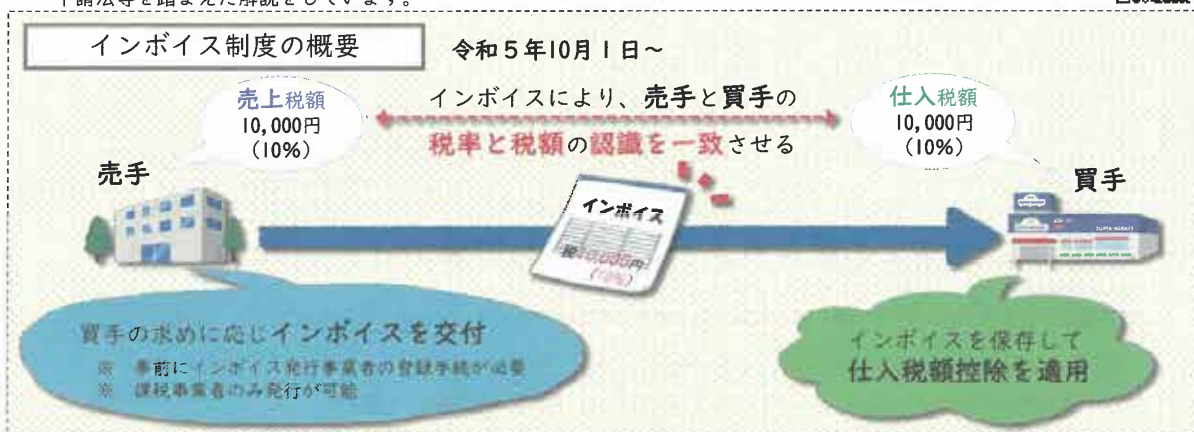
① 国税庁
ホームページへ

② 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方について独占禁止法や下請法等を踏まえた解説をしています。

② 公正取引委員会
ホームページへ

申請手続



インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート (登録編)



まずはインボイス発行事業者の登録要否の判断から...

- ・インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。
- ・現在免税事業者の方であっても、事業の内容などに応じて、登録を受けるか検討しましょう。

□ 売上先がインボイスを必要とするか検討しましょう

- 消費者や免税事業者である売上先は、インボイスを必要としません。
- 売上先が簡易課税制度を選択している課税事業者の場合も、売上先はインボイスを必要としません。
- それ以外の課税事業者である売上先は、仕入税額控除のために貴社が交付するインボイスの保存が必要ですが、制度開始から6年間は、免税事業者からインボイスの交付を受けられずとも、仕入税額の一定割合(80%・50%)を控除できます。
- 売上先の数が少ない場合は、売上先に直接相談することも考えられます。

□ 登録を受けた場合・受けなかった場合について検討しましょう

- 登録を受けた場合、売上先がインボイスを求めたときは、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要があります。
- 現在免税事業者の方であっても、登録を受けると、課税事業者として申告が必要となります(簡易課税制度を適用すること、仕入税額の計算や仕入税額控除のための請求書等の管理等に関する事務負担の軽減を図ることができます)。
- 登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者となることはなく、課税事業者として申告が必要となります。
- 登録を受けなかった場合、インボイスを交付できませんが、売上先は、制度開始から6年間は仕入税額の一定割合(80%・50%)が控除できる経過措置が適用できます。なお、この期間の終了後は、貴社からの仕入について仕入税額控除ができなくなります。また、登録を受けない場合でも、インボイスに該当しない請求書等は交付できます。

□ 登録を受ける場合は、登録申請書を提出しましょう

- 登録を受ける場合は、登録申請手続を行う必要があります。e-Taxによる登録申請手続をぜひご利用ください。
- 個人事業者における屋号や主たる事務所等の所在地など、一定の事項を申出により併せて公表できます。

この社会あなたの税がいきている

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（売手編）



次に売手としての準備に取りかかりましょう

- ☐ 取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう
 - 雑収入等も含め、売上先が事業者である取引についてインボイスの交付が求められる取引かどうか併せて確認しましょう。
 - インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
 - 都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう。
- ☐ 交付している書類等につきどう見直せばインボイスとなるか検討しましょう
 - インボイスは、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
 - 消費税額に1円未満の端数が生じた場合「1のインボイス当たり税率ごとに1回」端数処理を行うことになります。
 - 相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です。
 - 売上先が作成する「仕入明細書」「支払通知書」などにより支払いを受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、貴社は売上先にあらためてインボイスの交付は不要です。
 - 何をインボイスにするか、どう交付するか、システム改修等も含めて考えましょう。
- ☐ 売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有しましょう
 - 登録を受けた旨や何をインボイスとするか、交付方法等について、貴社と売上先で認識を共有することが円滑な準備にとって重要です。貴社も準備を行っている伝えれば、継続的な取引関係のある売上先の安心につながるとも考えられます。
- ☐ インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう
 - 写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
 - 売上税額の計算方法は、割戻計算と積上計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）
- ☐ 必要に応じて価格の見直しも検討しましょう
 - それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（買手編）



その次に買手としての準備に取りかかりましょう

- ☐ 簡易課税制度を適用するかを確認しましょう
 - 簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためにインボイスの保存は不要です（よって、以下の項目は検討不要）。
- ☐ 自社の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引か検討しましょう
 - 継続的でないような一度きりの取引、少額な取引についても原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。
 - 3万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などインボイスの保存が不要となる特例もあります。
- ☐ 継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう
 - 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
 - 何がインボイスとなるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
 - 必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。また、価格の見直し等の相談を受けることもあります。
- ☐ 受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう
 - 請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。
 - 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置（80%・50%控除）の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。
 - 電子帳簿保存法のスキャナ・スマホ保存も検討しましょう。
- ☐ 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう
 - インボイス制度の開始後も帳簿の記載事項は変わりません。
 - インボイス保存不要の特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。
 - 仕入税額の計算方法は、積上計算と割戻計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）

国税職員採用募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか？

国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◆人事院国家公務員試験【採用NAVI】



◆採用関係お役立ちリンク集



◆Web-TAX-TV



2023年度
から
新設！

各試験区分	国税専門官 (A区分)	国税専門官 (B区分)	税務職員	国税庁経験者 (国税調査官級) ※2022年度の実施状況
受験資格	1 1993(平成5)年4月2日～2002(平成14)年4月1日生まれのもの 2 2002(平成14)年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの イ 大学(短期大学を除く。以下同じ。)を卒業した者及び2024(令和6)年3月までに大学を卒業する見込みの者 ロ 人事院が上記イに掲げる者と同等の資格があると認める者	1 2023(令和5)年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者(2020(令和2)年4月1日以降に卒業した者が該当する。)及び2024(令和6)年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者	1 2023(令和5)年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者(2020(令和2)年4月1日以降に卒業した者が該当する。)及び2024(令和6)年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者	2022(令和4)年4月1日において、大学等(短期大学を除く。)を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
申込期間	令和5年3月1日(水)9時～3月20日(月) [受信有効]	令和5年6月19日(月)9時～6月28日(水)[受信有効]	令和5年6月19日(月)9時～6月28日(水)[受信有効]	令和4年7月25日(月)9時～8月15日(月)[受信有効]
1次試験	令和5年6月4日(日)	令和5年9月3日(日)	令和5年9月3日(日)	令和4年10月2日(日)
試験科目	基礎能力試験(多肢選択式) 専門試験(多肢選択式) 専門試験(記述式) [専門試験] 必須:民法、商法、会計学 選択:憲法・行政法、経済学、財政学、経営学、政治学・社会学・社会事情、英語、商業英語 記述:憲法、民法、経済学、会計学、社会学	[専門試験] 必須:民法・商法、会計学、基礎数学 選択:情報数学・情報工学、統計学、物理、化学、経済学、英語 記述:科学技術に関連する領域	基礎能力試験(多肢選択式) 適性試験(多肢選択式) 作文試験	基礎能力試験(多肢選択式) 経験論文試験
2次試験	令和5年6月30日(金)～7月14日(金) ※1次試験合格通知書で指定する日時 人物試験、身体検査	令和5年10月11日(水)～10月20日(金) ※1次試験合格通知書で指定する日時 人物試験、身体検査	令和5年10月11日(水)～10月20日(金) ※1次試験合格通知書で指定する日時 人物試験、身体検査	令和4年11月5日(土)、6日(日)、12日(土)又は13日(日)で指定する1日 人物試験
3次試験				令和4年12月上旬又は中旬で指定する1日 総合評価面接試験
合格発表	令和5年8月15日(火)	令和5年11月14日(火)	令和5年11月14日(火)	令和4年12月22日(木)

電子納税、電子申告を活用しよう

法人会 事業 アラカルト

職場のメンタルヘルス対策セミナーを開催

去る1月24日(火)午後2時から渋谷法人会館において、コロナ禍による職場環境の変化からくるストレスや様々なことに起因して起こる不安感など、経営面に大きな影響を与えかねないメンタル不調への対応方法の解説セミナーを開催した。

講師は、トトノエトノウ代表、産業カウンセラーの大谷尚子氏。出席者は11名。



講師：大谷尚子氏



職場のメンタルヘルス対策

法人税確定申告書の書き方講習会を開催

去る2月27日(月)、3月7日(火)、14日(火)の3回に亘り、午後1時30分から4時30分まで法人税確定申告書の書き方講習会を渋谷法人会館に於いて開催した。今講座は3日間で一講座として開催した。

講師は、渋谷税務署法人課税第1部門 三浦審理担当上席国税調査官に担当していただいた。出席者は延べ29名だった。



講師：三浦審理担当上席調査官



法人税確定申告書の書き方

消費税インボイス制度オンラインセミナーを開催

今年10月1日から実施される『消費税インボイス制度』について基礎から学べるセミナーを3月2日～3月15日まで、オンラインで配信した。申込者は37名だった。

救急救命講習会を開催

渋谷法人会青年部会では、2月7日(火)午後1時より渋谷消防署において救急救命講習会を約3年振りに開催した。非常に関心が高く、毎回すぐに定員に達し、キャンセル待ちの方がでるため、まだ日程は決まっていないが、今年少なくとももう一度講習会の開催を予定している。

内容は、まず座学で約30分説明を受け、その後倒れている人への声の掛け方、心肺蘇生法を実践体験していただい



救急救命講習会

た。休憩を挟んで、AEDの使い方、気道異物除去法、止血法を体験学習していただいた。出席者は21名。

渋谷区内3カ所で『租税教室』を開催

ー神南小学校・常盤松小学校・鳩森小学校ー

全国法人会総連合の青年部会は、将来を担う小学生を対象に税金とは何か？税金はなぜ必要なのか？ということ学んでもらい、税金を正しく理解してもらうために租税教室を全国で開催している。

今回、渋谷法人会青年部会では、去る1月21日(土)神南小学校で6年生を対象に2クラスに分けて開催した。出席者は合計26名。また、2月21日(火)には、午前中に常盤松小学校、午後は、鳩森小学校でもそれぞれ租税教室を開催した。

出席者は、神南小学校が2クラス併せて26名、常盤松小学校が12名、鳩森小学校が19名だった。



講師：藤野監事



神南小学校租税教室



講師：鴻池幹事



常盤松小学校租税教室



講師：鈴木幹事



鳩森小学校租税教室

女性部会・青年部会合同新春特別研修・新年会

女性部会と青年部会合同の新春特別講演会と新年賀詞交歓会を2月3日(金)に新装なった原宿東郷記念館において開催した。

第1部の新春特別講演会は、昨年4月から施行された『電子帳簿保存法』について、渋谷税務署法人課税総括担当副署長の肥海智紀(ひかい ともり)氏に講演いただいた。

続いて第2部令和5年新年賀詞交歓会は、名和女性部会長の挨拶に続いて、宮崎渋谷税務署長にご挨拶をいただき、増田青年部会担当副会長の乾杯で懇親会に入った。出席者37名。



女性部会・青年部会合同新年賀詞交歓会



講師：肥海副署長



宮崎署長挨拶



名和女性部会長挨拶

会員の増加は、会員のメリットに通じる

労働条件変更時の

1. 労働条件変更時の労働条件の明示と労働法規

労働契約締結時には、労働基準法15条に基づき労働条件の明示が義務づけられています。が、労働契約締結後に労働条件が変更された場合に変更後の労働条件を明示することについてはこれを義務づける労働法規はありません。

しかしながら、労働契約締結後に労働条件が変更された場合には、その変更内容について労使が確認をする機会を持つことが労働条件の変更を巡る紛争の防止に資することはいうまでもありません。

また、今後の法改正（令和6年4月予定）では、労働契約締結時の労働条件明示事項の一つに就業の場所及び従事すべき業務の「変更の範囲」が加えられることになったため、労働契約締結後に実際に就業の場所及び従事すべき業務の変更があった場合には、その時点で明示をするのが望ましいといえます。

2. 今後、労働条件の変更時も労働基準法15条に基づく明示の対象に

今後の法改正では、労働基準法15条に基づく労働条件の明示時期を労働契約締結時だけでなく、労働条件の変更時も加えることになりました（令和4年3月「多様化する労働契約のルールに関する検討会」報告書）。

(1) 明示を必要とする場面

前記・検討会報告書では、明示が必要とする労働条件の変更場面としては、①個別契約による場合、②就業規則の新設・変更による場合、③労働協約の締結・改廃による場合、④法令の新設・改廃による場合、⑤使用者の業務命令等によって元々規定されている変更の範囲内で行われる場合の5つを想定し、労働基準法15条1項の労働条件明示と同様に明示の対象とすることが適当であるとされているのは、個別契約による場合とされています。個別契約による場合は、他に変更内容を書面で確認できる制度的担保がないことがその理由とされています。

労働条件の書面明示

社会保険労務士 安藤 貴裕

(2) 明示すべき事項

次に、変更があった場合に明示すべき事項としては、労働契約締結時に書面等で明示すべきとされている全ての項目とするか、就業の場所及び従事すべき業務のみとするのかが問題となりますが、前記・検討会報告書では、「まずは場所・業務を変更後の労働条件明示の対象とし、それ以外の書面明示事項は今後更に検討すべき」との意見も付記しつつ、「締結時に書面明示すべきとされている項目全てとすることが考えられる。」とされています。

3. 実務上の留意点

労働条件の変更は、労使の合意によって行われるのが原則となりますが、労働条件の変更内容について労使間の認識に不一致があると、当然のことながらトラブルとなるリスクがあるため、今後の法改正により労働契約締結後の労働条件変更時においても変更後の労働条件の内容が書面等で明示されることは、トラブル防止のための一助になるとはいえます。

しかし、労働条件の変更場面は、個別契約による場合（前記2（1）①）だけに限られず、むしろ就業規則の変更による場合（同②）や使用者の業務命令等によって元々規定されている変更の範囲内で行われる場合（同⑤）なども多く想定され、また、労働条件の変更を巡るトラブルもこのような場面におけるものが多く存在します。

就業規則の変更による場合でそれが労働条件の不利益変更にあたるときには、変更の合理的理由を基礎づける事情についての説明が求められ、また、変更後の労働条件の内容は就業規則の一内容として事業場単位で周知されることとなりますし、使用者の業務命令等によって元々規定されている変更の範囲内で行われる場合であっても、業務命令等が権利の濫用と評価されることがないように、濫用とにならないことを基礎づける具体的な事実についての説明が求められることとなります。

この点の実務における重要性は今回の法改正によっても少しも減じられることはないといえます。



渋谷区長賞

【中幡小学校】

第11回 税の絵はがき コンクール 受彰作品



渋谷税務署長賞

【渋谷本町学園小学校】



東京都渋谷都税事務所長賞

【中幡小学校】



女性部会長賞

【西原小学校】



渋谷法人会長賞

【上原小学校】

令和5年1月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
2	(有)STORK	亀井 伸二	恵比寿西1-32-29	3461-3537	デザイン業
4	(株)エバー	渡邊 伸一	道玄坂1-18-3	6427-8331	美容関係
6	インフカム(株)	今 吏靖	神山町12-3	5452-0521	システム開発
9	DORY DESIGN OFFICE	大溝 大	代々木2-30-4		人材サービス業
10	(株)B.Pクラフト	大橋 重直	千駄ヶ谷3-55-12	6804-6611	紳士注文服販売

令和5年2月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	インボディチェック(株)	柳沢 美玖	恵比寿3-8-8	6456-2233	健康産業
1	エスパークシステムズ(株)	武井 良介	東1-12-11	6427-3126	サービス業
2	みやしろハイム	宮代 幸枝	恵比寿南3-7-22	3715-9739	不動産
2	(株)PP	田嶋 旭	恵比寿南1-2-8	6451-2217	飲食業
2	(株)MMIXRL	若林 直史	恵比寿南3-1-1		ITコンサルティング
2	(株)光トラスト	中村 隼人	鶯谷町3-1	6416-9499	建設業
3	(株)トリビュート	須崎 充裕	渋谷2-14-13	3400-9302	不動産賃貸
11	(株)ブラッドブラザーズ	吉村 泰藏	神宮前1-8-24	3401-2622	経営コンサルタント

季節に拾う新歳時記

記：小牧 規子（ジャーナリスト）

4・5月

『鯛』

桜鯛瀬戸海流に映いくつ 鷹羽狩行

鯛は万葉の時代から美味しい魚として珍重され、日本書紀にも「赤女」の名で登場する。とりわけ桜の咲くころの鯛は、産卵を控えて体が婚姻色のピンク色に染まり、桜鯛とも呼ばれている。

産卵のために瀬戸内海の浅瀬に入ってくる桜鯛は群をなすため、海面が盛り上がって見える。これを「魚島」といい、大阪・船場ではかつて、魚島の鯛は安くておいしいからと、親戚や知人に贈る風習があったという。

鯛は頭からしっぽ、骨、内臓まですべて使い切ることができ、始末の精神が根付く関西では特に好まれた。その身は淡泊な中にもうまみが詰まっている。谷崎潤一郎は小説「細雪」でこう記している。＜形から云っても、味から云っても、鯛こそは最も日本的な魚＞と。

『葵祭』

祇園祭、時代祭とともに京都三大祭の一つに数えられるが、歴史は最も古い。6世紀半ば、天候不順に苦しむ欽明天皇が馬を走らせ、賀茂の神を鎮めたのが始まりとされている。賀茂祭が正式名称だ。「祭の頃、いとをかし」と清少納言が『枕草子』でつぶったように、平安時代、祭と言えば葵祭を指した。

5月15日、十二単に身を包んだ斎王代を中心にした平安装束の行列は、京都御所を出発し下鴨神社を経由して最後は上賀茂神社まで歩く。祭の名前の由来となったフタバアオイを参列者は身に付け、神事を営む下鴨・上賀茂両神社の社殿にも飾られる。長い歴史の祭だが、戦国時代には長らく途絶え、さらに明治維新後の東京遷都や太平洋戦争でも祭の中断や行列の中止があった。古都を彩る祭は、平和な時代の象徴とも言える。



メールアドレスを登録しよう



5月は自動車税種別割の納期です
 令和5年度の自動車税(種別割)納税通知書は、5月1日(月)に発送します。
 5月31日(水)までにお納めください。

<ご利用になれる納税方法>

※ご利用の前に、主税局ホームページや納税通知書に同封する案内チラシにて注意事項をご確認ください。

都税の納付はキャッシュレスがおすすめ!!



※地方税統一QRコード(eL-QR)のある納付書については、スマートフォン決済アプリでeL-QRを読み取ることで納付できます。
 詳細は主税局HPをご覧ください。



他にも金融機関の窓口・ATMまたはコンビニエンスストアでも納付いただけます。

～車検時に納税証明書の提示を省略できます～

車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所等にて自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことができます。(ただし、納付後、運輸支局等で納税確認ができるまで、最大10日程度かかります。)
 車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の納税証明書をご利用ください。

納税の猶予に関するご相談は、所管の都税事務所・支庁までご連絡ください。

【お問合せ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066 (平日9時～17時)

主税局HP
都税の支払い方法



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

身体障害者手帳等をお持ちの方へ
自動車税種別割の減免申請はお済みですか？

●減免の対象となる方

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかをお持ちで、障害の程度が一定基準の方

●減免の対象となる自動車

障害者の方又は生計を同じくする方が所有(又は取得)する自動車で、障害者の方が運転するもの又は生計を同じくする方が、その障害者の方の通院・通学等のために運転するもの
 ※個人名義の自家用自動車に限ります。

●申請方法

<申請場所> 都税事務所・都税支所・支庁・都税総合事務センター・自動車税事務所

<申請期限> 納期限(令和5年5月31日(水))

*新たに自動車を取得した場合は登録(取得)の日から1ヶ月以内

※申請期間間際は窓口が大変混み合います。時間にご都合がつく場合は、月末時を避けてご来所ください
 すよう、ご協力をお願いいたします。

<必要書類>

①減免申請書 ②身体障害者手帳等 ③運転免許証(コピーの場合は表裏両面)

振替納税を利用しよう

※障害者の方と生計を同じくする方が所有する場合

上記①～③に加え、④所有者又は取得者（納税義務者）の住所が確認できる公的証明書（運転免許証（コピーの場合は表裏両面）、住民票等）

※生計を同じくする方が近隣にお住まいの親族の場合

上記①～④に加え、⑤「親族であること」が確認できる書類（戸籍謄本等）

※既に減免を受けている方は、改めて申請する必要はありません。

【お問合せ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066 平日 9時～17時（土日・休日・年末年始を除く。）

車検時の自動車税(種別割)納税証明書の提示が省略できます！

現在、継続検査・構造等変更検査(車検)を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所において、自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能になっています。そのため、車検時に必要となる納税証明書の提示を省略できます。また、納税証明書紛失時の再交付申請も不要になっています。

ただし、納付後、運輸支局・自動車検査登録事務所にて納税確認ができるまで、最大で10日程度かかります。この期間内に車検を受ける場合には、都税事務所・金融機関・コンビニエンスストア等の窓口で納付の上、納付書右端の自動車税(種別割)納税証明書(継続検査等用)をご提示ください。

詳しくは、各都税事務所にお問合せください。



【ご注意ください】

◆納付後10日程度の間に車検を受ける場合は、都税事務所・金融機関・コンビニエンスストア等の窓口で納付の上、納付書右端の自動車税(種別割)納税証明書(継続検査等用)をご提示ください。

しゅや法人No.580
クロスワードパズル●解答

解答 シェパード

ハ	グ		フ	リ	ス	ビ	ー
ピ		ド	ロ		ピー		
ヨ	ボ	ウ		タ	ー	トル	
ン		ブ	ラ	ン	ド		ス
	タ	ツ		シ		シ	バ
コ	イ		リ	ヨ	ウ	ケ	ン
ト	オ	ボ	エ		テ	ン	
バン			キ	カン	シ	ヤ	

●当選者

しゅや法人No.580の“クロスワードパズル”にご応募いただきありがとうございます。ごいしました。

千駄ヶ谷 田中様
神南 正野様
東 小幡様
代々木 斉藤様
恵比寿西 高橋様

※今回でクロスワードは終了です。No.582からは熟語パズルをお楽しみ下さい。

正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント！

応募方法

郵便はがき：〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局、
e-mail: info.shibuya@tohoren.or.jp、FAX: 3461-0180まで、①クイズの答え ②郵便番号 ③送付先 ④氏名 ⑤法人名 ⑥連絡先電話番号を明記の上、お送り下さい。なお締め切りは、令和5年4月28日金(消印有効)とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

※ナンバープレースと熟語パズルを交互に掲載いたします。

ナンバープレース
パズル

縦9列、横9列すべてに1～9までの数字が
一つずつ入ります。

太線で囲まれた3×3のブロックにも、
1～9までの数字が一つずつ入ります。

A・B・C・D・Eのマスに入る数字を答えて下さい

4	3	5	7	2	1	8	9	6
9	2	7	6	4	8	5	1	3
6	8	1	5	9	3	7	4	2
2	4	3	1	8	9	6	7	5
7	5	9	2	3	6	4	8	1
8	1	6	4	7	5	2	3	9
1	6	8	3	5	7	9	2	4
3	9	4	8	6	2	1	5	7
5	7	2	9	1	4	3	6	8

解答例

A	B	C	D	E
2	4	3	2	9

問題

	6				2		3	
4			A	8		5		
			7		1			
		4		7				2
B	8		5				1	
1		2			C	3		4
	9			D	5		8	
3				4		1	E	
			8		6			

A	B	C	D	E

従業員の退職金準備は 東法連 特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- | | |
|-----|--------------------------------|
| その1 | 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます |
| その2 | 従業員のための退職金を計画的に準備できます |
| その3 | 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます |
| その4 | 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません |
| その5 | 退職一時金は退職所得控除の対象になります |
| その6 | ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます |
| その7 | 簡単な申込手順で加入できます |

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965



TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>